

「北区児童相談所住民説明会」

～ご質問と回答～

令和8年4月23日

No.	種別	質問	回答
1	運営面	児童相談所を開設するにあたり、事務職や福祉職、心理職、保健師等の常勤職員100名程度と30名程度の会計年度任用職員が働くということですが、相当な規模の組織が新たにできると理解しました。会計年度職員には特殊な資格が必要でしょうか。	児童相談所開設に向け、事務職や福祉職、心理職、保健師等の常勤職員を児童相談所等に派遣し、子どもや保護者に専門的支援ができるよう人材育成に努めています。会計年度任用職員については、社会福祉士や保育士等として児童虐待対応や子ども・家庭に関する相談実務経験などが求められるほか、一時保護所については夜間指導員等も募集する予定があり、近隣の大学生等にも応募していただきたいと考えています。
2		児童相談所を運営するうえで様々な業務があると思いますが、業務委託をして運営する部分もありますか。	基本的には北区の職員が児童相談所を運営しますが、フォスターリング業務や一時保護所の学習指導のほか、警備や調理など施設管理等に係る業務は委託をする予定です。
3		一時保護所の生活（例）で通学支援を行うと説明がありましたが、保護された子どもが実際に学校へ通うケースはありますか。	学齢児以上の児童には、子どもの安全を第一に個々の状況や一時保護となった背景をくみ取り、子どもの意思を確認し支援できるよう運用してまいります。
4	ハード面	児童相談所を運営するにあたり、旧浮間さくら荘はどの程度改修をするのか教えてください。	旧浮間さくら荘は、児童相談所がその機能を果たすために必要な要件を満たす居室が多く、改修工事に向けた設計はこれから実施するところですが、なるべく最小限の改修となるよう努めてまいります。一方、児童相談所を運営するうえで安全性を確保する必要がある諸室等については、一定程度の改修工事は行わせていただきますのでご理解いただきたく存じます。